

水俣市キッズスポーツクラブ登録団体に係る使用料の取り扱いについて

【市立小中学校体育館】

R7.10.3 一部改正

利用時間	使用料 ※減免後の金額	減免措置	手続き等
平日の 午後 7 時 30 分まで	バレーコート1面 1回 510 円 ⇒0 円※	全額	利用許可申請書と減免申請書を提出する。 (月次又は随時)
平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間開放登録団体)	バレーコート1面 1回(2時間) 510 円 ⇒255 円※	2分の1	夜間開放登録団体として、利用手続きを行い、後日、使用料を納付する。(月次)
上記以外(土、日等)の 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	全面 1時間 510 円 ⇒255 円※	2分の1	利用許可申請書と減免申請書を提出し、後日、使用料を納付する。 (月次又は随時)

【市立小中学校運動場】

利用時間	使用料	減免措置	手続き等
平日の 午後 7 時 30 分まで	(施設使用料) 無料	なし	利用許可申請書を提出し、後日、必要に応じてナイター使用料を納付する。 (月次又は随時)
平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間開放登録団体)	(ナイター使用料) 1時間につき 300 円 ◎ナイター施設 は、袋中、湯出 小、緑東中、久木 野小のみ		夜間開放登録団体として、利用を申込み、実績に応じてナイター使用料を納付する。 (月次)
上記以外(土、日等)の 午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで			利用許可申請書を提出し、後日、必要に応じてナイター使用料を納付する。 (月次又は随時)

【主な市体育施設(屋内)】

■総合体育館(アリーナ)

利用時間	使用料(1時間あたり) ※減免後の金額	減免措置	手続き等
午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (原則、月曜は休館日)	卓球1台 130 円⇒65 円※ バドミントンコート 190 円⇒95 円※	2分の1	利用許可申請書と減免申請書を提出し、使用料を納付する。 (月次又は随時)
毎週火・木・金曜日 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間登録団体)	バレーコート 370 円⇒185 円※ バスケットコート 490 円⇒245 円※ 小アリーナ(全面) 620 円⇒310 円※	2分の1	夜間登録団体として、利用者会へ出席し、使用料を納付する。 (月次)

■総合体育館(温水プール)

利用時間	使用料 ※減免後の金額	減免措置	手続き等
午前 10 時から 午後 9 時まで (原則、月曜は休館日)	部分専用使用(小学生) 1 コース1時間 550 円＋ 一般利用料 2h100 円× 人数分 ⇒1 コース1時間 550 円 部分専用使用のみ徴収 ※	一般利用料の全額 (部分専用使用)	利用許可申請書と減免申請書を提出し、使用料を納付する。 (月次又は随時)

■旧第三中学校体育館

利用時間	使用料 ※減免後の金額	減免措置	手続き等
午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	全面1時間 740 円 ⇒370 円※	2分の1	利用許可申請書と減免申請書を提出し、使用料を納付する。 (月次又は随時)
平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間登録団体)	バレーコート1面1回 (2 時間)740 円 ⇒370 円※	2分の1	夜間登録団体として、利用を申込み、使用料を納付する。 (月次)

【主な市体育施設(屋外)】

■旧第三中学校運動場

利用時間	使用料 ※減免後の金額	減免措置	手続き等
午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	(施設使用料) 全面1時間 110 円 ⇒55 円※ (ナイター使用料) 1時間につき 300 円	2分の1 (ナイター 使用料は 対象外)	利用許可申請書と減免 申請書を提出し、使用料 を納付する。 (月次又は随時)
平日及び祝祭日の 午後 7 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで (夜間登録団体)	(施設使用料) 全面1回(2時間)210 円 ⇒105 円※ (ナイター使用料) 1時間につき 300 円	2分の1 (ナイター 使用料は 対象外)	夜間登録団体として、利 用を申込み、使用料を 納付する。 (月次)

■浜公園運動場

利用時間	使用料 ※減免後の金額	減免措置	手続き等
午前 8 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで	(施設使用料) ソフトボールコート 1 面 1時間 110 円 ⇒55 円※ (ナイター使用料) ソフトボールコート 1 面 1時間につき 300 円	2分の1 (ナイター 使用料は 対象外)	利用許可申請書と減免 申請書を提出し、使用料 を納付する。 (月次又は随時)

【市立武道館】

利用時間	使用料 ※減免後の金額	減免措置	手続き等
正午から 午後 9 時 30 分まで (原則、日曜は休館 日)	(小学生以下) 1人1回 60 円 ⇒30 円※ 定期使用(1月)600 円 ⇒300 円※	2分の1	利用許可申請書と減免 申請書を提出し、使用料 を納付する。 (月次又は随時)